



## 株式の譲渡制限制度とはどのようなものか

会社法の株式譲渡制限制度は、どうなっていますか。



会社法では、株式に譲渡制限を付した場合について、譲渡承認の機関や承認対象に関する定款自治が拡大され、また一部の種類株式に限定して譲渡制限を定めることができるようになっています。

### 株式譲渡制限制度の趣旨

株式会社では、株主有限責任の原則が採用され、株主には原則として出資の払戻しが認められていません。

そこで、株主に対して投下資本の回収を確保する観点から、株式譲渡は原則として自由とされています(法127)。

もっとも、小規模で閉鎖的な株式会社では、株主間の人的信頼関係が厚い実態を反映して、会社にとって好まし

くないものが株主となるのを防止する必要があると考えられます。

そのため、定款により、「譲渡による株式の取得について、当該株式会社の承認を要する」と定めることができることとされています(法107①一・108①四)。

### 株式譲渡制限制度の対象

会社法施行前の商法では、一般に、株式の譲渡制限は会社が発行するすべての株式を対象とするものであって、一部の株式についてのみ譲渡制限することはできないと解されていました。

これに対して、会社法では、譲渡制限制度の設計について会社の定款自治を広く認める立場がとられ、発行する株式全部の内容として譲渡制限を定め

る場合(法107①一)のほか、定款で一部の種類株式として譲渡制限を定めることが明文で認められています(法108④四)。

なお、一部の種類株式のみを譲渡制限株式としたに過ぎない場合には、株式会社は「公開会社」とされていますので注意が必要です(法2五)。

### 譲渡承認機関・承認対象等

以上の点のほか、会社法では、譲渡制限株式についての譲渡承認手続に関する定款自治の拡大の趣旨から、下記の(1)~(3)のとおり、譲渡承認についての定めがなされています。

#### (1) 承認機関

会社法では、原則として取締役会を設置しない会社では株主総会、取締役会を設置する株式会社では取締役会が譲渡についての承認機関とされています(法139④)。しかし、定款で別段の定めをすることができるとされていますから(法139④ただし書)、例えば、取締役会設置会社でも、承認機関を株主総会にすることができるとなります。

#### (2) 譲渡承認手続に関する定款自治

会社法は、定款で定めることにより、譲渡承認が必要な場合を制限することができ、例えば、下記の①~③等が可能であると考えられています。

- す。
- ① 株主間の譲渡については承認を要しないとする(法139④ただし書)
- ② 特定の属性を有する者に対する譲渡については、承認権限を代表取締役等に委任したり、または承認を要しないとする(法139④ただし書)
- ③ 譲渡を承認しない場合の指定買取人をあらかじめ指定しておくこと(法140⑤ただし書)

#### (3) 譲渡制限の対象

会社法施行前の商法上の制限は、株式の「譲渡」に関するものであり、それ以外の相続・合併等のいわゆる一般承継については、譲渡制限が及ばないとされていました。

しかし、これらの場合も会社に好ましくないものが株主となる可能性は否定できませんので、会社法では、定款に定めることにより、会社が相続人等に対して株式の売渡請求ができる制度が設けられており、これによって会社はかかる株式の移転についても実質的に譲渡制限をすることができることとなります(法174)。

### 株式譲渡制限制度の利用方法

このような会社法における株式譲渡制限制度によって、これまでと異なり、柔軟な資金調達が可能となるものと考えられます。

例えば、経営に関与することになる議決権付株式についてのみ譲渡制限を付し、経営に関心のない投資家に対して発行する株式については、譲渡制限を付さない議決権制限株式を発行するといった設計が可能になり、流通性を確保して投資家による資金提供をより容易にすることができると考えられます。



他方、理論的には、いわゆる上場会社（公開会社）でも、上場を維持したまま、特定の事項について拒否権のある種類株式（法108①八）を発行し、これについて譲渡制限を加えることで、敵対的な企業買収に対する防衛策に活用することができる場合（いわゆる黄金株）もあるのではないかと考えられています。

## 5 株式分割・単元株式等



### 株式の分割をするには

当社では、発行済株式を細分化して投資家が株式の売買がしやすいよう、株式の分割を実施したいと考えていますが、どのように行えばよいですか。



株式分割をするには、取締役会設置会社においては取締役会決議により、取締役会非設置会社においては株主総会決議により、法定の事項を定めなければなりません。また、種類株式発行会社において、株式分割をすることにより、ある種類の種類株式の株主に不利益を及ぼすおそれがある場合には、不利益を受けるおそれのある種類株式の株主による種類株主総会の特別決議が必要となります。

#### 株式の分割

株式の分割とは、株式を細分化して従来よりも多数の株式とすることをいいます。株式の分割は、会社の資産も

資本も変動させることなく、単に株式数のみを増加させるので、一株あたりの純資産額を減少させ、その価額を引き下げる効果があります。そこで、株式の分割は、主に、高騰しすぎた株価を引き下げることによって株式の流通性・市場性を高める目的で行われます。また、一株あたりの剰余金配当を引き下げるためや、合併する会社間の株価の調整をするために行われることもあります。さらに、株式分割と同時に剰余金または準備金の資本組入れをした場合には、平成2年改正前商法における株式配当または株式の無償割当てに相当する機能を果たすこととなります。

なお、旧商法の下では、株式分割によって、異なる種類の株式を割り当て

ることができるかどうかについて争いがありました。会社法において、新たに無償割当ての制度が設けられたことにより、株式の分割は、ある種類の株式の数が一律に増加するものであって、異なる種類の株式を割り当てることはできないことが明確となりました。

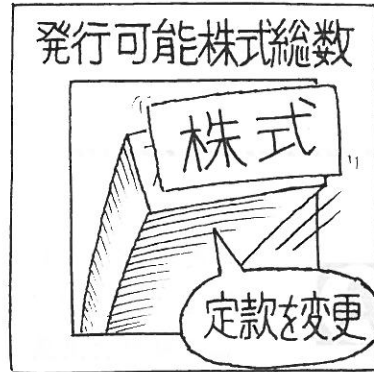
### 株式分割の決議

株式の分割をするには、①分割により増加する株式の総数の分割前の発行済株式総数に対する割合（以下「分割割合」といいます。）と分割の基準日、②分割の効力を生ずる日（以下「効力発生日」といいます。）、③種類株式発行会社の場合は分割する株式の種類を定めなければなりません（法183②）。株式分割は、株主の実質的地位には影響を及ぼさないもので、この定めは、定款に別段の定めがない限り、取締役会設置会社においては、取締役会決議によって（取締役会非設置会社においては株主総会決議によって）することができるものとされています（法183②）。

ただし、種類株式発行会社において、株式を分割することにより、ある種類の種類株式の株主に不利益を及ぼすおそれがある場合には、不利益を受けるおそれのある種類株式の株主による種類株主総会の特別決議が必要となります（法322①二・324②四）。

### 発行可能株式総数の増加

発行する株式の数が定款所定の発行可能株式総数を超過してしまうような株式の分割を行う場合、定款を変更して発行可能株式総数を増やさなければなりません。



定款の変更をするには、本来であれば、株主総会の特別決議によらなければなりません（法466・309②十一）が、現実には1種類の株式しか発行されていない会社では、株式の分割によって発行する株式数が増加する場合には、既存株主の持分比率が低下することはないため、株主総会の特別決議によることなく、株式の分割割合の範囲内で発行可能株式総数を増やす定款変更をすることができるものとされています（法184②）。

### 基準日の公告

株式の分割をするには、前述のとおり基準日を定めなければなりません(法183②一)。そして、会社は、基準日を定めた場合、基準日の2週間前までに、当該基準日および基準日株主が行使用することができる権利の内容を公告しなければならぬものとされています(法124③)。したがって、株式の分割をする場合にも、定めた基準日の2週間前までに、当該基準日および分割の内容(分割割合、効力発生日等)を公告しなければなりません。

### 振替株式の分割に必要な手続

社債、株式等の振替に関する法律に基づき振替機関が取り扱う株式(以下「振替株式」といいます。)を分割する場合には、通常の手続に加え、効力発生日の2週間前までに、振替機関に対して、①分割にかかる振替株式の銘柄、②株式の分割により株主が受ける当該振替株式の総数の株式の分割前の当該振替株式の発行総数に対する割合、③分割の基準日および効力発生日、④発行会社の口座、を通知しなければなりません(社債振替137①)。

また、振替株式の発行会社が基準日を定めると、振替機関から振替株式の発行会社に対し、基準日の株主について、氏名または名称および住所ならび

に当該株主の有する振替株式の銘柄等が通知されます(社債振替151①一)ので、振替株式の発行会社は、当該通知にかかる事項を株主名簿に記載または記録しなければなりません(社債振替152①)。

### 株式分割の効力発生

株式の分割により、基準日において株主名簿に記載・記録されている株主は、新たな払込みをすることなく、取締役会決議、または株主総会決議で定めた効力発生日に、基準日に有する株式数に分割割合を乗じて得た株式を取得することとなります(法184①)。

### 株主名簿への記載または記録

株式の分割をした会社は、分割した株式の株主に係る株主名簿記載事項を把握していますので、株主からの請求によることなく、その株主名簿記載事項を株主名簿に記載または記録しなければなりません(法132③)。

### 株券の発行

株券発行会社であり、かつ公開会社である会社が株式の分割を行った場合、効力発生日以後遅滞なく、分割した株式にかかる株券を発行しなければなりません(法215③④)。

なお、平成13年6月の商法改正により額面株式が廃止されるまでは、額面

株式を発行している会社において、券面額の変更を要する株式分割が行われた場合、株券の券面額を訂正するために、原則として株券提出の手続をとらなければなりませんでしたが、額面株式が廃止されたことにより、株券提出の手続は必要がなくなりました。

### 株式分割に要する期間

前述のとおり、株式の分割をするには、取締役会設置会社では取締役会決議、取締役会非設置会社では株主総会決議が必要となります(法183②)。そして、取締役会を招集するには、原則として取締役会の日の1週間(これを下回る期間を定款で定めている場合にはその期間)前までに各取締役および監査役に対して、招集通知を発しなければなりません(法368①)。また、株主総会を招集するには、原則として株主総会の日の1週間(これを下回る期間を定款で定めている場合にはその期間。なお、公開会社の場合には2週間ですが、公開会社は常に取締役会設置会社であるため、ここでは問題となりません。)前までに株主に招集通知を発しなければなりません(法299)。ただし、取締役会については取締役全員の同意がある場合、株主総会については株主全員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができます(法368②・300)ので、即日開催をして決議をすることもできます。

また、前述のとおり、株式の分割をするには、基準日を定めなければならず(法183②一)、基準日を定めた場合、定款に定めがない限り基準日の2週間前までに公告をしなければなりません(法124③本文)。ただし、定款変更をして基準日を定めることができれば、上記のような公告は不要となります(法124③ただし書)。

したがって、取締役全員の同意により招集手続を省略して取締役会を開催し、株式分割の決議を行った上で、株主全員の同意により招集手続を省略して株主総会を開催し、基準日をその株主総会の日とする定款変更をすれば(取締役会非設置会社の場合には、株主全員の同意により招集手続を省略して株主総会を開催し、その株主総会において株式分割の決議とともに基準日をその株主総会の日と定める定款変更の決議をすれば)、1日で株式の分割をすることができることとなります。



### 端数処理

株式の分割をすることにより、1株に満たない端数が生じた場合、会社が端数の合計数に相当する数の株式を競売し、その競売によって得られた代金を、端数に応じて、従前の株主に交付しなければなりません（法235①）。

ただし、市場価格のある株式の場合には、競売ではなく、市場取引において売却するか、売却日における市場の最終価格（売却日において公開買付け等の対象であるときは、売却日における市場の最終価格と公開買付け等における買付価格のいずれか高い価格）によって売却することもできます。また、市場価格のない株式についても、裁判所の許可を得て売却をすることができます（法235②・234②、規50）。

競売に代えて売却をする場合、会社が自ら売却をする株式を買い取ることもできます。この場合、①買い取る株式の数、②買取りと引き換えに交付する金銭の総額を取締役会決議により（取締役会非設置会社においては取締役が）定めなければなりません（法235②・234④⑤）。

が増加するため、効力発生日から2週間以内に本店の所在地において変更の登記をしなければなりません（法911③六・915①）。

また、新株予約権を発行している場合、新株予約権の内容として、株式の分割をした場合には行使価額や目的である株式の数を調整する旨の条項が設けられていることが一般的ですが、そのような内容の新株予約権を発行している会社が株式の分割を行った場合には、調整後の新株予約権の行使価額や目的である株式の数についても登記しなければなりません（法915①・911③十二ロ）。

新会社一六

### 変更登記

株式の分割により発行済株式の総数

四〇八ノ三





## 設立無効の訴えとは

会社の設立無効の訴えを起こされてしまいました。設立無効の訴えの制度とはどのようなになっているのでしょうか。



設立無効の訴えとは、会社の設立手続に瑕疵（欠陥）があり、法律上会社が成立していない旨を主張する訴えですが、会社の組織に関する訴えの制度として規定され、対世効が認められるとともに、遡及効の否定、主張期間の限定といった特徴があります。

### 設立無効の訴え

会社法では、会社の組織に関する行為の無効を主張する訴えの制度を一つの条文にまとめており（法828）、設立無効の訴えもその一類型として規定されています。

### 設立無効の他の制度

設立無効の訴えについては、

- ① 判決の効果が訴訟当事者以外の第三者にも及ぶこと（対世効）（法838）、
- ② 遡及効が否定されていること（法839）、
- ③ 主張期間（会社成立の日から2年以内）および主張方法（訴えをもってのみ主張できる）が制限されていること（法828①一）、
- ④ 専属管轄（法835①）、
- ⑤ 数個の訴えの併合強制（法837）、
- ⑥ 敗訴原告の損害賠償責任（法846）などの制度が認められています。

そして、会社法では、提訴権者については、株主・取締役・監査役（監査役設置会社のみ）・執行役（委員会設置会社のみ）とともに、清算人も提訴権者と認められるようになっています（法828②一）。

担保提供制度の導入

旧商法では、設立無効の訴えにおいて、条文上、担保提供命令の制度が認められていませんでした（旧商428③）。

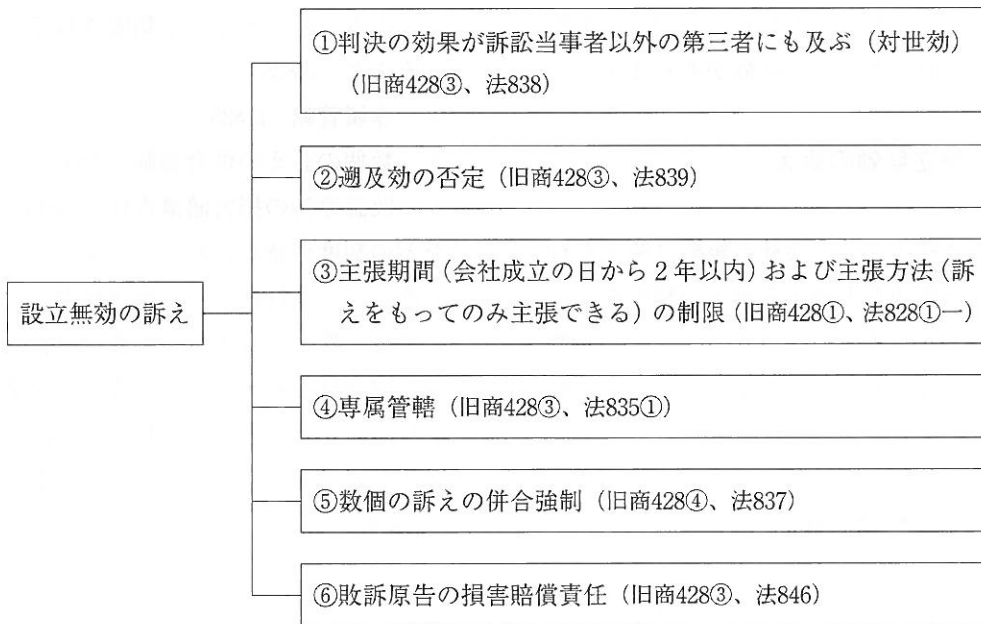
これに対し、旧商法における株主の株主総会決議取消しの訴えでは、会社は株主の訴え提起が悪意によるものであることを疎明し、裁判所に対して株主への担保提供命令を申し立てることができることとされ（旧商249・106）、この担保提供制度は他の会社の組織に関する訴訟について広く準用されていました（旧商180③・252・280ノ16・363⑤・372②・374ノ12⑥・374ノ28③・380③・415③・430②、旧有41・63①・75②）。

そこで、会社の組織に関する訴えの制度のうち、設立無効の訴えについてのみ担保提供制度を認めない合理的な理由はなく、他の訴訟類型との均衡もとれないことから、会社法では、設立無効の訴えについても担保提供制度が導入されています（法836）。



新会社法五

設立無効の訴えの制度



九一〇